

給付金申請に添付する書類

支払事由		添付書類	
祝	会員の結婚	(1)「変更届」 (2)「戸籍謄本」等、法律上の婚姻を確認できる書類 ※住民票では、入籍日が確認できません。	
	会員の銀婚（結婚25年）	(1)「戸籍謄本」等で夫婦の氏名と結婚届年月日を確認できる書類	
	会員の珊瑚婚（結婚35年）		
	会員の金婚（結婚50年）		
金	会員の子の出生	(1)「変更届」 (2) 医師または助産婦の発行する「証明書」「戸籍謄本」「健康保険証」等で子の出生が確認できる書類 ※「健康保険証」の写しでも可。	
	会員の子の小学校入学	(1) 学校長・学長の証明もしくは「入学通知書」「在学証明書」「生徒手帳」等の写で子の就学が確認できる書類 ※「健康保険証」の写しでも可。	
	会員の子の中学校入学		
	会員の成人	「健康保険証」「免許証」等で満20歳であることを証明できる書類	
会員の還暦	「健康保険証」「免許証」等で満60歳であることを証明できる書類		
傷病見舞金	休業14日以上 30日未満	(1)「傷病休業保険金請求書」（全労済協会所定用紙） (2)「診断書」または、病院等の「領収書」等で傷病が確認できる書類 (3)「出勤簿」（タイムカード）の写し等で休業期間が確認できる書類	
	休業30日以上 60日未満		
	休業60日以上 90日未満		
	休業90日以上 120日未満		
	休業120日以上		
重度障害・障害	交通事故による	(1)「後遺障害保険金請求書」（全労済協会所定用紙） (2)「慶弔共済事故発生報告書兼証明書」（全労済協会所定用紙） (3) 医師の「後遺障害診断書」 労災診断書・自賠責診断書・他保険・他共済所定診断書・写し可 ※交通事故の場合は、「交通事故証明書」（自動車安全運転センター） ※不慮の事故の場合は、「不慮の事故である証明書」	
	不慮の事故等による		
	疾病		
住宅災害見舞金	火災等	全焼・全壊	(1)「保険金請求書」（全労済協会所定用紙） (2) 修理業者による見積り（写し可） (3) 関係官署の「罹災証明書」 ※罹災証明書が取れない場合には、罹災の事実を客観的に証明する次のもの (1)隣人または、目撃者の証明 (2)加害者の証明 (3)その他、全労済協会が認めるもの
		半焼・半壊	
		一部焼・一部壊	
	自然災害	全壊・流失	
		半壊	
		床上浸水 一部壊	
死亡弔慰金	交通事故	(1)「本人死亡・保険金請求書」（全労済協会所定用紙） (2)「死亡診断書」または、「死体検案書」の写し (3)「退会届」 (4)「戸籍謄本」給付金の受取人との関係が確認できる書類 (5) 承諾書（調査が必要な場合提出） ※交通事故の場合は、「交通事故証明書」（自動車安全運転センター） ※不慮の事故の場合は、「不慮の事故である証明書」 ※給付金の受取人が複数の場合は、「委任状」「印鑑証明書」が必要	
	不慮の事故		
	疾病		70歳以下の会員
			71歳以上の会員
	会員の配偶者		(1)「変更届」 (2)「死亡診断書」または、「死体検案書」の写し (3) 戸籍謄本 対象者との関係が確認できる書類
会員の親	(1)「変更届」 (2)「保険金請求書兼証明書」 (3) 医師の「死亡診断書」または「死体検案書」 (4) その他、全労済協会が指定した書類		
住宅災害による同居親族	(1)「変更届」 (2)「保険金請求書兼証明書」 (3) 医師の「死亡診断書」または「死体検案書」 (4) その他、全労済協会が指定した書類		

※全労済所定用紙は事務局窓口でご用意しております。

※戸籍謄本は発行日より3ヶ月以内のものとなります。

※添付書類はお返しいたしませんので、必要な方はコピーをしてきてください。

給付事業は一般財団法人全国勤労者福祉・共済振興協会と提携して行っている会員相互の給付制度であり保険制度ではありません。